

平成26年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成26年度補正予算等関係)

企業局

平成26年11月定例会議案説明資料目次

企 業 局

【予算関係】

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第4号	平成26年度鳥取県営電気事業会計補正予算	経営企画課	1
	債務負担行為に関する調書		
議案第5号	平成26年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算	〃	2
	債務負担行為に関する調書		

【予算関係以外】

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第22号	職員の給与に関する条例等の一部改正について(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例)	経営企画課	別冊

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加) 電気事業

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	国庫支出金	地方債	その他
平成26年度 東部事務所清掃業務委託	千円 1,350		千円		千円 1,350			千円 0	千円 0	千円 1,350
平成26年度 西部事務所清掃業務委託	672				672			0	0	1,350

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加) 工業用水道事業

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	国庫支出金	地方債	その他
平成26年度 東部事務所清掃業務委託	千円 732		千円		千円 732			千円	千円	千円
平成26年度 西部事務所清掃業務委託	237				237					237

平成26年11月定例会

議案説明資料

(職員の給与に関する条例等の一部改正
について(企業局企業職員の給与の種
類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例))

企業局

平成26年11月定例会議案説明資料目次

企 業 局

【予算関係以外】

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第22号	職員の給与に関する条例等の一部改正について(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例)	経営企画課	1

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の給与に関する条例等の一部改正について（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 管理職員特別勤務手当について、平日深夜における勤務を支給対象とする。 (2) 施行期日は平成27年4月1日とする。</p>

企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 管理職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) <u>前条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理若しくは監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員（以下「管理監督職員」という。）又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で企業管理規程で定める日（以下「週休日等」という。）に勤務した場合</u></p> <p>(2) <u>管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 <u>前条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で企業管理規程で定める日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。